

「古都の家 学園前」運営規定

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（事業の目的）

「古都の家 学園前」（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある認知症高齢者に対して適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症の状態にある者（認知症に伴つて著しい精神症状、又は著しい行動異常を持ち、極端な暴力行為や自傷行為を行う恐れがある者及び認知症の原因となる疾患等が集中的な治療を必要とする状態にある者を除く）について、共同生活住居（法第7条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう）において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものである。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ①名称 「古都の家 学園前」
- ②所在地 奈良市二名東町 3750 番地-2

第2章 従業員の職種、人員数及び職務内容（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条-1（事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容）

①管理者 1名以上 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、各居

宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

②計画作成担当者 2名以上 計画作成担当者（常勤）は、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

③介護従事者 16名以上

介護従事者は、運営基準に従つて入居者の介護を行う。

④事務員 1名以上必要な事務を行う。

⑤相談員 1名以上 日常生活における相談を行う。

⑥夜勤勤務者 2名以上 夜勤時間帯の業務を行う。

第4条-2 事業所の営業日及び営業時間

当該事業所は年中無休の24時間対応とする。

第3章 利用定員

第5条（利用定員）

事業所の定員は18人とする。

第6条（定員の遵守）

災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

第7条（設備に関する基準）

事業所は2つの共同生活住居を有する。

第4章 指定認知症対応型共同生活介護事業の内容

第8条（受給資格等の確認）

- (1) サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。
- (2) 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

第9条（入退居）

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症状を有する者であるとの確認を行う。
- (3) 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- (4) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- (5) 入居申込者の入居に際しては、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- (6) 利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
- (7) 事業者は、利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条（入退所の記録の記載）

事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

第 11 条（入居者に関する保険者への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- ①正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ②偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 12 条（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。

(3) 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第一項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

(4) 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(5) 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(6) 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

第 13 条（調査への協力）

事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な指導を行うように努める。

第 14 条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

(1) 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

(2) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

(4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。

(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者、利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービ

ス等を行う者（主に指定居宅療養管理指導事業所）との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(6) 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

第 15 条（介護等）

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、または清拭する。
- (3) 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- (5) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (6) 日勤帯においては常時1人以上の常勤介護従事者を配置する。
- (7) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- (8) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努める。
- (9)

第 16 条（相談及び援助）

入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

第 17 条（社会生活上の便宜の提供等）

- (1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。
- (2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第 18 条（管理者による管理）

共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りではない。

第 19 条（介護計画作成担当者による計画作成）

共同生活住居の介護計画作成担当者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設に勤務する者であってはならない。

第 20 条（勤務体制の確保等）

- (1) 利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。
- (2) 前項の介護従事者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮する。
- (3) 介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。
 - ①採用時研修 採用後 3か月以内
 - ②継続研修 年 2回

第 21 条（協力医療機関等）

- (1) 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

- ①協力医療機関 奥村医院（内科 皮膚科）
- ②協力医療機関 高の原中央病院
- ③協力医療機関 西奈良中央病院

- (2) 重度化しても終末期であっても、最後までグループホームでの生活が継続できるようするために、訪問看護ステーションとの連携を行う。業務委託先は、医療法人松本快生会 訪問看護ステーションなでしこと定める。また、業務委託の内容等を以下に定める。

- ①定期的訪問の実施
- ②看護師との 24 時間連絡体制の確保
- ③利用者が重度化し見取りの必要性が生じた場合の体制の確保

第 5 章 利用料その他の費用の額

第 22 条（利用料等の受領）

- (1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

- (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにし、徴収する。

- (3) 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

- ①食材料費 当該入居者に係る実費とする。

普通食 1 日 1,400 円（内訳：朝 300 円・昼 400 円・おやつ 100 円・夕 600 円）

特別食 1 日 2,000 円（内訳：朝 400 円・昼 700 円・おやつ 200 円・夕 700 円）

- ②おむつ代 当該入居者に係る実費とする。

- ③理美容代 当該入居者に係る実費とする。

- ④居室利用料（水道光熱費・家賃）は、1 日 3,500 円とする。ただし、冷暖房費として月額 3,000 円加算する。

- ⑤前四号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの。

- (4) 前項の費用の額にかかるサービス提供にあたっては、予め利用者、又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- (5) 上記利用料に関する具体的な額は、その月の前月に「利用料金表」を提示する。

第 23 条（利用料に含まれない費用）

前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

第 6 章 入居にあたり、利用者が留意すべき事項

第 24 条（入居資格の確認）

入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

第 25 条（保証人の設定）

入居者は入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に、署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

第 26 条（日課の励行）

利用者は常勤介護従事者の作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

第 27 条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。

第 28 条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。

第 29 条（衛生保持）

入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

第 30 条（禁止行為）

- (1) 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
 - ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ②けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ⑥同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。
- (2) 上記各号に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

第31条（退居の勧告）

- (1) 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。
- (2) サービス提供契約書および認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかつた場合には（3ヶ月間の未納）、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- (3) 入居者が当該指定認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。
- (4) 入院の場合は、入院となる医療機関の主治医に回復までの期間を相談し、1ヶ月以上かかるか若しくは早期回復が望めない場合は退居を勧告する場合がある。

第7章 非常災害対策の計画

第32条（非常災害対策）

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を儲け、防災、避難に関する計画を作成する。
- (2) 非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難・救出その他必要な訓練等を行う。

第8章 その他事業の運営に関する重要事項

第33条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要な事項を掲示する。

第34条（秘密保持等）

- (1) 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。
- (2) 従業員が退職した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (3) 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者またはその家族の同意を得る。

第35条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第 36 条（内容及び手続の説明及び同意）

サービス提供開始に際し、予め利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第 37 条（提供拒否の禁止）

事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

第 38 条（要介護認定等の申請に係る援助）

(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(2) 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

第 39 条（保険給付の請求のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第 40 条（広告）

指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

第 41 条（苦情処理）

(1) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

(2) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

(3) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第 42 条（事故発生時の対応）

(1) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 43 条（会計の区分）

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

第 44 条（記録の整備）

(1) 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

(2) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 45 条（緊急時等の対応）

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第 46 条（管理者の責務）

(1) 管理者は、従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 管理者は、従業者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第 47 条（衛生管理等）

(1) 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

(2) 共同生活住居において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

第 48 条（地域等との連携）

指定認知症対応型共同生活介護事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねう等の地域との交流に努める。

第 49 条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長と代表職員・事務員との協議に基づいて定めるものとする。

第 50 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 51 条（身体拘束に関する事項）

（1）事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

（2）やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

附則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する

この規程は、令和 4 年 8 月 15 日より施行する